

4月8日(日)は愛知県議会議員一般選挙の投票日です

期日前投票所の場所が、去る2月4日執行の愛知県知事選挙から変更になりました。同じ市役所で行なわれます。

他市町村で行なわれる旅行先や滞在先で行なわれる不在者投票

期日前投票ができる方

仕事や旅行などの用務で投票日には投票することができない方は、期日前投票ができます。

期日前投票は、従来の不在者投票のよう、投票用紙を封筒に入れて置きするといった手続きが不要となり、投票がしやすくなりました。

なお、投票口には選挙権を有するひととなるが、投票を行おうとする日には未だ選挙権を有しない方(例えば、投票口には20歳を迎えるが、投票日前では未だ19歳であり選挙権を有しない方など)は、期日前投票をすることができませんが、例外的に不在者投票をすることができます。(不在者投票所は市役所地下教養室です)

期日前投票所の場所が、去る2月4日執行の愛知県知事選挙から変更になりました。同じ市役所で行なわれます。

期日前投票

投票日に都合の悪い方は
期日前投票などを「利用ください」

郵便などによる不在者投票の対象者

交付手帳 障害の種類	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
両下肢・体幹	1級または2級	特別項症から第2項症まで
移動機能		-
心臓・じん臓・呼吸器・ ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級	特別項症から第3項症まで
免疫の障害	1級から3級	-
介護保険 要介護者	介護状態区分	
	要介護5	

郵便等投票証明書の有効期間

郵便などによる不在者投票の対象者	有効期間	
身体障害または戦傷病にかかる対象者	交付の日から	7年
要介護者	交付の日から	被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日までの期間

郵便などによる不在者投票における代理記載制度対象者 上記の対象者のうち

交付手帳 障害の種類	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
上肢もしくは視覚	1級	特別項症から第2項症まで

ムなどで行なう不在者投票の方法は、投票用紙などを高浜市から滞在地に郵送するため、投票手続きに日数がかかりますので、早めに滞在地の選挙管理委員会や入所施設に申し出でください。

日本国民 平成18年12月29日以前に住民票が作成され(または転入届を提出し)、引き続き高浜市の住民基本台帳に記録されている方 高浜市の選挙人名簿に登録されている方

この選挙に投票できる方は次の条件をすべて満たしている方です。
・年齢が満20歳以上(昭和62年4月9日以前の出生者)の方

自分の意志で田舎で生きる方で、別表1に該当する方は、郵便などによる不在者投票ができます。

また、郵便などによる不在者投票をすることができる選挙人で、自ら投票の記載をすることができる方で別表2に該当する方は、ありかじめ市の選挙管理委員会の委員長に届け出た者(選挙権を有する者に限り)に投票に関する記載をさせることができます。

詳しくは、選挙管理委員会へ問い合わせてください。

「郵便等投票証明書」が必要です。必要な方は、市選挙管理委員会へ申し出でください。
また、郵便などによる不在者投票をすることができる選挙人で、自ら投票の記載をすることができる方で別表2に該当する方は、ありかじめ市の選挙管理委員会の委員長に届け出た者(選挙権を有する者に限り)に投票に関する記載をさせることができます。

詳しくは、選挙管理委員会へ問い合わせてください。

「投票は元気な愛知を創る道」

4月8日(日)は
愛知県議会議員一般
選挙の投票日です

投・開票速報 市ホームページ
<http://www.city.takahama.lg.jp/>
問合せ先 市選挙管理委員会
(市役所文書管理グループ内)
☎52-1111 (内線366・361)

4月8日(日)は愛知県議会議員一般選挙の投票日です。
専い一票をむだにしないよう、皆さん、投票日にはかなりず投票に出かけましょう。

なお、選挙は選挙期日(投票日)に投票所で投票をすることを原則としていますが、投票日に都合の悪い方は、期日前投票制度などをご利用ください。

※期日前投票所・不在者投票所は、去る2月4日執行の愛知県知事選挙から市役所『地下教養室』に場所が変更になっていますのでご注意ください。



投票日時	4月8日(日) 午前7時～午後8時
投票場所	市内11か所の投票所

(一覧表を「ご覧ください」)

開票日時 4月8日(日) 午後9時～
投票場所 市役所4階会議室